

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	認可対象会社を子会社とする場合の認可（加工連）			根拠条項	第100条第1項（第87条の2第4項準用）				
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第23条第2項又は水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第9条第2項の規定によることとする。								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	1月	目次
							標準経由期間	日	No.